１の４の２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41単位
注　視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第３項において読み替えて適用する場合を含む。）、第213条の４（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第３項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
１の４の３　看護職員配置加算	70単位
注　指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
１の５　（略）	
１の５の２　夜勤職員加配加算	149単位
注　指定障害福祉サービス基準第213条の４第２項に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
１の６　重度障害者支援加算	360単位
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、第８の１の注１に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
１の７　日中支援加算	
イ　日中支援加算(I)	
(1)・(2)　（略）	
ロ　日中支援加算(II)	
(1)　日中支援対象利用者が１人の場合	
(一)　区分４から区分６まで	539単位
(二)　区分３以下	270単位
(2)　日中支援対象利用者が２人以上の場合	
(一)　区分４から区分６まで	270単位
(二)　区分３以下	135単位

１の４の２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41単位
注　視覚障害者等である指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第３項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の４に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
（新設）	
１の５　（略）	
（新設）	
１の６　重度障害者支援加算	360単位
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、第８の１の注１に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。	
１の７　日中支援加算	
イ　日中支援加算(I)	
(1)・(2)　（略）	
ロ　日中支援加算(II)	
(1)　日中支援対象利用者が１人の場合	
①　区分４から区分６まで	539単位
②　区分３以下	270単位
(2)　日中支援対象利用者が２人以上の場合	
①　区分４から区分６まで	270単位
②　区分３以下	135単位